

1 環境行政全般

1 本県の環境行政組織（平成20年4月1日現在）

（1）環境局関連

区分	課（室）名等	グループ等	主 な 業 務
本 庁 （ 県 民 環 境 部 環 境 局 ）	環 境 首 都 課	環 境 戦 略 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○環境施策の総合調整 ○環境審議会の運営 ○とくしま環境県民会議に関すること ○とくしま環境科学機構・保健環境センターに関すること ○環境教育・環境学習の推進 ○県環境基本条例の施行 ○県生活環境保全条例の施行 ○環境首都とくしま憲章に関すること ○県環境基本計画の推進
		地 球 温 暖 化 対 策 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○県率先行動計画の推進 ○地球温暖化対策の総合的な推進 ○環境マネジメントシステムの推進
	自 然 共 生 室	い き も の ふ れ あ い 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全に係る普及啓発の推進 ○鳥獣保護法の施行 ○環境審議会（自然環境部会、鳥獣部会）の運営 ○自然公園法、自然環境保全法の施行
		自 然 公 園 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○県立自然公園条例、県自然環境保全条例の施行、県希少種条例の施行 ○自然公園・県自然環境保全地域の指定及び計画 ○自然公園の整備及び維持管理
	環 境 整 備 課	施 設 整 備 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物処理施設の設置許可 ○産業廃棄物処理業の許可事務
		処 理 業 審 査 担 当 指 導 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車リサイクル法の施行 ○廃棄物の不適正処理の監視 ○不法投棄等に関する指導 ○徳島県不法投棄等対策会議に関すること ○PCB特別措置法の施行
	ゴ ミ ゼ ロ 推 進 室	ゴ ミ ゼ ロ 推 進 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の推進 ○循環型社会形成の推進 ○循環型社会関連法の啓発 ○リサイクル製品等の認定 ○一般廃棄物処理施設の設置許可 ○浄化槽法の施行
環 境 管 理 課	企 画 調 査 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○PRTR法、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害紛争処理法、県生活環境保全条例の施行 	
	大 気 担 当 水 質 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○公害防止協定の締結及び施行 ○有害化学物質対策の推進 ○発生源の監視及び指導 ○生活排水対策の推進 ○土壌・地下水・湖沼の環境保全の推進 	
生 活 環 境 保 全 室	生 活 環 境 保 全 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○環境影響評価法、県環境影響評価条例の施行 ○環境影響評価審査会の運営 ○環境審議会（環境影響評価）の運営 ○環境配慮の推進 ○環境保全施設整備等資金貸付制度の運営 ○県生活環境保全条例（土砂等の埋立て等に関する環境保全）の施行 	
出 先 機 関	保 健 環 境 セ ン タ ー	総 務 企 画 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・環境に関する情報収集・提供 ○環境教育等環境問題の普及・啓発
		保 健 科 学 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○水道・廃棄物に関する調査研究 ○大気発生源、大気汚染物質に関する調査研究 ○酸性雨に関する調査研究
		衛 生 科 学 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染状況、発生源の監視、テレメーターシステム ○騒音・振動、放射能に関する調査研究
		大 気 環 境 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○水質汚濁発生源、公共用水域、海域に関する測定及び調査研究 ○水質汚濁に関する影響調査
		水 質 環 境 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○地下水に関する調査研究 ○大気・水質・土壌の有害物質に関する調査研究 ○悪臭に関する調査研究

資料編

(2) その他の環境保全関連部局

部局名	課(室)名等	主 な 環 境 保 全 関 連 業 務
保健福祉部	保 健 所	○環境保全・公害対策一般
		○公害防止対策の推進
○廃棄物処理の推進		
○浄化槽事業の推進		
○水質汚濁防止法の施行		
	生 活 衛 生 課	○徳島県水道水質管理計画の推進
商工労働部	地 域 経 済 課	○大規模小売店舗立地法に基づく大型店の指導
	産 業 振 興 課	○工場立地法に基づく工場緑化の推進 ○地域環境との調和、地域社会の貢献等に特に配慮した工場建設に対する助成
農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 課	○農業振興地域の整備に関する法律による優良農用地の確保
	農 地 調 整 室	○農地法による農地転用の制限
	農 林 事 務 所	○自然公園法、鳥獣保護法の施行
		○環境緑化の推進
	とくしまブランド戦略課 食 料 安 全 推 進 室	○環境にやさしい農業の推進
		○肥料の需給調整及び検査取締の実施
		○農用地の土壌汚染防止
		○持続性の高い農業生産方式の導入
		○農薬安全使用対策の推進
	畜 産 課	○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進
		○畜産環境施設整備の推進
	林 業 振 興 課	○森林及び林業に関する総合的な企画及び調整
		○森林計画の推進
	林業飛躍プロジェクト推進室	○県民参加の森づくり
		○森林整備の推進
		○森林保護の推進
	水 産 課	○漁業集落排水対策の推進
		○漁場環境保全の推進
	農 山 村 整 備 課	○農業集落排水対策の推進
○里地棚田保全整備事業の推進		
○地域環境整備事業の推進		
○田園空間整備事業の推進		
○中山間地域総合整備事業の推進 ○徳島県田園環境検討委員会の運営		
農 地 整 備 課	○海岸環境整備事業の推進	
森 林 整 備 課	○森林整備の推進	
	○林業集落排水対策の推進	
	○森林の保全	
農 林 水 産 総 合 技 術 支 援 セ ン タ ー	○農林水産分野における研究開発等	
県 土 整 備 部	建 設 管 理 課	○環境に配慮した公共工事の推進
		○建設副産物の循環利用の促進
	用 地 対 策 課	○徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の管理及び策定
		○土地取引の届出による土地利用目的の審査
		○大規模な土地開発行為に対する指導
	交 通 政 策 課	○交通需要マネジメントの推進(公共交通機関の利用促進及び時差通勤の導入啓発)
		○低騒音舗装などによる騒音対策の推進
	道 路 保 全 課	○自転車歩行者道等の整備による自動車排気ガスの抑制
		○透水性舗装による地下水の涵養
	道 路 建 設 課	○放射環状道路の整備による渋滞対策の推進
○電線類地中化などによる安全で快適な都市景観の整備		
都 市 計 画 課	○透水性舗装による地下水の涵養	
	○都市公園の計画的整備の推進	
	○緑化推進事業	
	○風致地区の指定 ○屋外広告物の規制等の実施	

部局名	課(室)名等	主な環境保全関連業務
県土整備部	河川課	○多自然川づくりの推進 ○河川における水環境の改善
	流域整備企画課	○ダム下流の水環境の改善(河川維持流量の確保) ○ダム湖の水質保全の推進
	下水環境課	○生活排水対策等の総合的な企画及び調整
	流域下水道室	○下水道事業に関すること ○旧吉野川流域下水道事業の推進
	営繕課	○公共建築物における低環境負荷技術の採用の推進
	港湾課	○海岸浸食,高潮等による被害を低減するとともに、自然環境や利用に配慮した白砂青松の海岸づくりの実施
	空港地域整備課	○粟津港(松茂地区)における港湾環境整備事業(廃棄物護岸)の実施 ○海浜公園及び人工海浜の整備
港湾開発課	○港湾活動に伴う騒音等を防ぐ緩衝機能を有し、又、港湾就労者や地域住民が集い、スポーツ等を楽しめる緑地の整備(和田島緑地)	
企業局	電力課	○風力発電の実証実験事業の実施
教育委員会	学校政策課	○学校における環境教育の推進
	文化財課	○文化財保護の推進
南部総合県民局	保健福祉環境部	○生活環境保全、地域環境対策 ○大気、水質、騒音、振動及び悪臭の監視、測定、検査 ○廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策
西部総合県民局	保健福祉環境部	○浄化槽維持管理の指導、フロン類の回収、自動車リサイクル、建設リサイクル ○自然保護、自然公園の整備、鳥獣保護等

2 県の最近の動向

- ・平成16年4月、徳島県環境関連産業立地促進補助金制度を創設しました。
- ・平成16年4月1日、水道水質基準の改正に併せて飲用井戸の水質検査項目等を見直し、「飲用井戸等衛生対策要領」を改正しました。
- ・平成16年6月、とくしま環境県民会議に環境首都とくしまの実現に向けた提言を行う「環境首都とくしま推進委員会」が設置されました。
- ・平成16年6月、環境関連分野に関わる産学官民が相互に交流し、環境ビジネスの事業化を推進するためのサポート体制として「とくしま環境ビジネス交流会議」を設立しました。
- ・平成16年7月9日、グリーン購入を県内に広く普及、定着させるため、事業者、消費者団体、行政機関などが集まって「グリーン購入徳島ネット」を設立しました。
- ・平成16年9月、県内の廃棄物を利用した優良なりサイクル製品や3Rに積極的に取り組み、著しい成果を上げている事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」を創設しました。
- ・平成16年11月25日、徳島県環境審議会から「徳島県生活環境保全条例(仮称)のあり方について」の答申がなされました。
- ・平成17年2月10日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県希少野生生物の保護に関する条例(仮称)のあり方」について諮問を行いました。

- ・平成17年3月、「徳島県公害防止条例」「公害の防止に係る規制の基準等に関する条例」を整理・統合するとともに、新たに生活環境の保全に必要な10項目(「土壌・地下水汚染の防止」、「土砂等の埋立て等に関する環境保全」、「地下水の採取の適正化」、「指定化学物質の適正管理」、「環境配慮の推進」、「地球温暖化の防止」、「資源の循環的利用の推進」、「生活排水対策」、「環境美化の促進」、「放置自動車対策」)を追加した「徳島県生活環境保全条例」を制定しました。
- ・平成17年3月、2010年の温室効果ガスの排出量を1990年に比べて10%削減することを目標とした「とくしま地球環境ビジョン」を策定しました。
- ・平成17年4月1日、第3次「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定しました。
- ・平成17年7月20日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県における地球温暖化対策のための推進計画(仮称)」について諮問を行いました。
- ・平成17年9月20日、とくしま環境県民会議にイベントにおけるごみの減量化やリサイクルなどを推進するため「エコイベント普及ワーキンググループ」が設置されました。
- ・平成17年10月14日、徳島県環境審議会から「徳島県希少野生生物の保護に関する条例(仮称)のあり方について」の答申がなされました。
- ・平成17年12月26日、本県の環境学習を効果的かつ総合的に推進するため「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」を策定しました。
- ・平成18年3月、「とくしま地球環境ビジョン」の考え方や方向性に沿って、今後の本県における「地球温暖化対策」の具体的な行動指針となる推進計画として、「とくしま地球環境ビジョン(行動計画編)」を策定しました。
- ・平成18年3月、イベントにおけるごみの減量化やリサイクルの推進など、環境に配慮したイベントを普及するため「徳島エコイベントマニュアル」を策定しました。
- ・平成18年3月23日、本県における環境分野の「知の拠点」となる「とくしま環境科学機構」を県内大学(徳島大学・鳴門教育大学・徳島文理大学・四国大学)の参画により設立しました。
- ・平成18年3月27日、県民・事業者・行政等が一体となり、本県における循環型社会の形成に向けた取組を推進するための「第二期徳島県廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・平成18年3月30日、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を策定しました。
- ・平成18年5月、「徳島県汚水処理構想～きれいな水環境の実現～」を策定しました。
- ・平成18年10月25日、環境首都とくしまづくりを担う人材の育成に向け、環境学習に関し、情報交換及び連携・協力、提言を行うための「とくしま環境学習推進会議」を設置しました。
- ・平成19年8月3日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県指定希少野生生物の指定」ほか5件について諮問を行いました。
- ・平成19年11月6日、徳島県環境審議会に対し、「とくしま地球温暖化対策推進条例(仮称)のあり方について」の諮問を行いました。
- ・平成20年7月29日、徳島県環境審議会に対し、「徳島県指定希少野生生物の指定」ほか7件について諮問を行いました。
- ・平成20年7月31日、徳島県環境審議会から「とくしま地球温暖化対策推進条例(仮称)のあり方について」の答申がなされました。
- ・平成20年10月24日、「徳島県地球温暖化対策推進条例」を策定しました。

3 審議会等委員名簿

(1) 徳島県環境審議会委員(平成20年8月現在)

(1号委員:環境の保全に関し学識経験のある者)

氏名	職名	環境政策	生活環境	自然環境	鳥獣	温泉	備考
青木正繁	公募委員						
青葉暢子	鳴門教育大学准教授						
石田啓祐	徳島大学総合科学部教授						
石田方子	(社)徳島県薬剤師会常務理事						
和泉隆啓	阿波麻植森林組合組合長						
植田和俊	(社)徳島新聞社理事・総務局長						
大栗邦子	J A 徳島女性組織協議会会長						
大塚明廣	(社)徳島県医師会副会長						
勝瀬真理子	公募委員						
鎌田磨人	徳島大学大学院教授						
小林勝代	徳島商工会議所女性会連合会会長						
近藤光男	徳島大学大学院教授						
近藤真紀	四国大学教授						
齋藤孝子	徳島県漁業協同組合女性部連合会会長						
佐藤征弥	徳島大学総合科学部准教授						
篠崎佐千代	徳島県林業研究グループ連絡協議会女性部会長						
鈴木諫	とくしま地球環境倶楽部						
武知光子	石井町立石井小学校校長						
田淵桂子	(社)日本建築士会連合会委員						
田村徹	徳島文理大学教授						
近森憲助	鳴門教育大学教授						
津川なち子	特定非営利活動法人環境カウンセラー協議会						
唐渡義伯	徳島県農業青年クラブ連合協議会顧問						
中央子	特定非営利活動法人徳島県消費者協会常務理事						
中野晋	徳島大学大学院教授						
中村英雄	特定非営利活動法人 新町川を守る会理事長						
沼子千弥	徳島大学総合科学部准教授						
橋本延子	徳島県林業研究グループ女性部会副会長						
濱口靖徳	(社)徳島県猟友会会長						
板東昭	(社)徳島県産業廃棄物処理協会会長						
藤村知己	東洋大学法科大学院教授						副会長
藤原俊彦	(社)徳島県建設業協会会長						副会長
藤村知己	東洋大学法科大学院教授						副会長
水口裕之	徳島大学大学院教授						
本仲純子	徳島大学大学院教授						
森田陽子	徳島文理大学教授						
山内あい子	徳島大学大学院准教授						
山口安信	(社)徳島県獣医師会会長						
山根和美	連合徳島女性委員会委員						
綿谷春代	日本野鳥の会徳島県支部部員						

(2号委員:市町村長又はその指名する職員)

氏名	職名	政策	生活	自然	鳥獣	温泉	備考
藤本文子	吉野川市健康福祉部長(県市長会)						
毛登山恵子	板野町環境生活課課長(県町村会)						
人数	39名	19	18	19	13	7	

印:部会長 印:副部会長

(2) 徳島県環境影響評価審査会委員(平成20年8月31日)

(50音順)

氏名	職名
青葉 暢子	鳴門教育大学学校教育学部准教授
東江 美加	香川大学農学部准教授
大田 直友	阿南工業高等専門学校建設システム工学科助教
岡崎 貴世	四国大学生生活科学部准教授
岡部 健士	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
加茂 重良	元 徳島市立動物園園長
喜多 三佳	四国大学経営情報学部准教授
北村 壽朗	元 徳島文理大学人間生活学部教授
上月 康則	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
坂根 隆治	伊丹市みどり公園課課長(元 伊丹市昆虫館副館長)
佐藤 征弥	徳島大学総合科学部准教授
真田 純子	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部助教
佐渡 君江	四国大学生生活科学部准教授
田淵 桂子	前 社団法人日本建築士会連合会女性委員
長尾 文明	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
沼子 千弥	徳島大学総合科学部准教授
本仲 純子	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授
森本 康滋	徳島県自然保護協会会長
山内 あい子	徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部准教授
山中 英生	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授

4 市町村の環境対策担当課一覧

市町村名	区分	担当課(室)	電話番号	市町村名	区分	担当課(室)	電話番号
徳島市		環境保全課	088-621-5213	神山町		住民課	088-676-1113
鳴門市		環境政策課	088-683-7571	那賀町		環境課	0884-62-1192
小松島市		生活環境課	0885-32-2147	牟岐町		住民福祉課	0884-72-3414
阿南市		環境保全課	0884-22-3413	美波町		住民福祉課	0884-77-3613
吉野川市		環境衛生課	0883-22-2230	海陽町		環境衛生課	0884-73-4162
阿波市		環境衛生課	0883-35-7803	松茂町		産業環境課	088-699-8714
美馬市		環境衛生課	0883-52-8020	北島町		生活産業課	088-698-9806
三好市		環境課	0883-72-3436	藍住町		生活環境課	088-637-3116
勝浦町		住民課	0885-42-1501	板野町		環境生活課	088-672-5987
上勝町		産業課	0885-46-0111	上板町		環境保全課	088-694-6813
佐那河内村		住民福祉課	088-679-2114	つるぎ町		環境課	0883-62-3112
石井町		福祉生活課	088-674-1116	東みよし町		環境課	0883-79-5340

2 大気関係資料

1 大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第25号、昭和53年環境庁告示第38号及び平成9年環境庁告示第4号)

項目	基準値	備考
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

評価方法

(1) 短期的評価(二酸化窒素を除く)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

2 硫黄酸化物に係るK値改定の経過(条例)

地域	改定年月日	
	S47.3.24	S50.3.25
徳島市(川内町、応神町に限る) 阿南市() 北島町	15.8	8.76
徳島市(上記2町を除く) 鳴門市、小松島市 阿南市(上記22町及び羽ノ浦町を除く)	22.2	17.5
その他の地域	-	

(注) は、「富岡町、学原町、日開野町、七見町、領家町、住吉町、原ノ崎町、西路見町、出来町、豊益町、福村町、畷町、黒津地町、向原町、辰巳町、才見町、中林町、見能林町、大瀧町、津乃峰町、橘町及び那賀川町に限る。」

3 塩素・塩化水素の上乗せ排出基準

有害物質の種類	適用施設	法の排出基準	条例による上乗せ排出基準	上乗せ排出基準適用地域
塩素	大気汚染防止法施行令別表第1の16の頃から19の頃までに掲げる施設	30mg/Nm ³	20mg/Nm ³	徳島市(川内町、応神町に限る) 松茂町、北島町
塩化水素		80mg/Nm ³	50mg/Nm ³	

4 クロム及びその化合物の規制基準

有害物質の種類	規制基準
クロム及びその化合物	排出口における排出ガス1Nm ³ につきクロムとして0.3mg
六価クロム化合物	敷地の境界線の地表における大気1m ³ につき三酸化クロムとして0.0010mg

5 「今後の自動車排ガス低減対策のあり方について」(中央公害対策審議会答申)

近年の自動車排出ガス低減対策は、平成元年12月の中央公害対策審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」で示された目標に沿って推進されてきました。同答申に基づき、

自動車排出ガスについて、ディーゼル自動車等から排出される窒素酸化物(Nox)、粒子状物質(PM)等を短期及び長期の2段階の目標に沿って大幅に削減

自動車燃料品質について、軽油中の硫黄分を短期及び長期の2段階に分けて10分の1レベル(0.5質量% 0.2質量% 0.05質量%)にまで低減

等の諸施策が平成11年度までにすべて実施されました。

元年答申で示された目標について完全実施のめどが立ったことから、平成8年5月、環境庁長官により中央環境審議会に対して「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」が諮問され、中央環境審議会大気部会及び同部会に新たに設置された自動車排出ガス専門委員会において検討が開始されました。

平成8年10月18日には、中間答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

二輪車について排出ガス規制の導入及びHC等の排出削減

ガソリン・LPG自動車についてHC等の排出削減

自動車燃料品質についてガソリンの低ベンゼン化(5体積% 1体積%)

の諸施策が、排出ガス規制については平成10年又は11年に、燃料品質規制については平成12年1月に実施されました。

平成9年11月21日には、第二次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

ガソリン・LPG自動車について、平成12年から14年にかけてNOxとHCの排出量削減に重点を置き対策を強化し、さらに平成17年頃を目途に新短期目標の2分の1以下を目標に技術開発を進めること

ガソリン自動車の燃料蒸気ガス試験法を改定し、前項と同時に燃料蒸気ガス低減対策を強化すること

ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制を平成16年から導入すること

が予定・実施されており、ガソリン新短期目標及びガソリン自動車の燃料蒸気ガスについては平成10年9月に大気汚染防止法に基づく告示「自動車排出ガスの量の許容限度」の改正等所要の措置が講じられました。

平成10年12月14日には、第三次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

ディーゼル自動車について、平成14年から16年にかけてNOx及びPM削減に重点を置き対策を強化し、さらに平成19年頃を目途に新短期目標の2分の1程度を目標に技術開発を進めること

が予定され、ディーゼル新短期目標については平成12年9月に許容限度の改正等所要の措置が講じられました。

平成12年11月1日には、第四次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

第三次答申で平成19年頃を目途とされたディーゼル新長期目標を2年前倒しし、平成17年までに達成すること

軽油中の硫黄分の許容限度設定目標値を平成16年末までに現行の10分の1に低減すること

ディーゼル特殊自動車の低減目標を1年前倒しし平成15年までに達成すること

が予定・実施されており、平成13年8月には、ディーゼル特殊自動車について排出ガス規制を導入することとし、許容限度等の改正等所要の措置が講じられました。

平成14年4月16日には、第五次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、

ディーゼル自動車について、平成17年度までにNOx等を低減しつつ、PMに重点をおいた対策を行う。特

に、重量車（車両総重量3.5t超）は、PMをより大幅に低減すること
ガソリン自動車について、排出ガス低減対策と二酸化炭素低減対策の両立に配慮しつつ、NOx等を低減することとし、乗用車等は平成17年度末までに、軽乗用車は平成19年末までに達成することが予定され、平成15年3月及び平成18年11月に許容限度の改正等所要の措置が講じられました。

平成15年6月30日には、第六次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
二輪車の排出ガス低減対策として、平成18年から19年にかけて、現行規制に比べ、炭化水素については車種により75%～85%低減、窒素酸化物については50%低減、一酸化炭素については85%低減すること
ディーゼル特殊自動車については、平成18年から20年にかけて、粒子状物質、窒素酸化物については、定格出力範囲ごとに、現行規制に比べ約2～5割低減すること
平成19年度末までに新たにガソリン・LPG特殊自動車を規制対象に追加すること
が予定され、平成17年5月に特定特殊自動車について排出ガス規制が導入、平成18年3月には許容限度が設定されました。

平成15年7月31日には、第七次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
ディーゼル自動車の排出ガス低減対策として、軽油中の硫黄分の許容限度を平成19年から10ppmとする（現状50ppm）
ガソリン及び軽油の品質に係る品質項目の追加と許容限度の見直しを図ること等が予定・実施され、平成18年11月に軽油中の硫黄分の許容限度が改正されました。

平成17年4月8日には、次の内容の第八次答申がとりまとめられ、同答申に基づき、
PMの大幅な低減（未規制時に比べ99%削減）を図り、「PMフリー化」を目指すこと
NOxの大幅な低減（未規制時に比べ96%削減。大型トラックでは、ガソリンとディーゼルは同じ規制値。）
を図ること
が予定され、平成19年12月にディーゼル自動車の窒素酸化物及び粒子状物質や、ガソリン自動車の粒子状物質の許容限度が改正されました。

平成20年1月29日には、次の内容の第九次答申がとりまとめられ、
ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策として、後処理装置の装着を前提としたPM、NOxの規制強化を実施
黒煙規制の見直し（オパシメーターによる測定への変更、4モード黒煙試験の廃止）
が行われました。

今後、答申を踏まえ規制強化のための所要の進められます。

6 自動車排出ガス規制に係る規制値

種別	新短期規制				新長期規制				備考						
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値							
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M (g/km)	CO	平成12年	1.27 (0.67)	10・15M+11M (g/km) 3	CO	平成17年	1.92 (1.15)						
			HC	平成12年	0.17 (0.08)		NMHC	平成17年	0.08 (0.05)						
			NOx	平成12年	0.17 (0.08)			NOx	平成17年		0.08 (0.05)				
		11M (g/test)	CO	平成12年	31.1 (19.0)				10・15M+11M (g/km)		NMHC	平成19年	0.08 (0.05)		
			HC	平成12年	4.42 (2.20)										
			NOx	平成12年	2.50 (1.40)										
	軽自動車	10・15M (g/km)	CO	平成14年	5.11 (3.30)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成19年			6.67 (4.02)				
			HC	平成14年	0.25 (0.13)							NMHC	平成19年	0.08 (0.05)	
			NOx	平成14年	0.25 (0.13)										
		11M (g/test)	CO	平成14年	58.9 (38.0)		NOx	平成19年	0.08 (0.05)						
			HC	平成14年	6.40 (3.50)										
			NOx	平成14年	3.63 (2.20)										
	トラック・バス 軽量車 (GVW 1.7t)	10・15M (g/km)	CO	平成12年	1.27 (0.67)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	1.92 (1.15)						
			HC	平成12年	0.17 (0.08)						NMHC	平成17年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成12年	0.17 (0.08)										
		11M (g/test)	CO	平成12年	31.1 (19.0)		NOx	平成17年	0.08 (0.05)						
			HC	平成12年	4.42 (2.20)										
			NOx	平成12年	2.50 (1.40)										
	トラック・バス 中量車 (1.7t < GVW 3.5t)	10・15M (g/km)	CO	平成13年	3.36 (2.10)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	4.08 (2.55)						
			HC	平成13年	0.17 (0.08)						NMHC	平成17年	0.08 (0.05)		
			NOx	平成13年	0.25 (0.13)										
		11M (g/test)	CO	平成13年	38.5 (24.0)		NOx	平成17年	0.10 (0.07)						
			HC	平成13年	4.42 (2.20)										
			NOx	平成13年	2.78 (1.60)										
トラック・バス 重量車 (3.5t < GVW)	G13M (g/kil/h)	CO	平成13年	26.0 (16.0)	JE05モード (g/kwh)	CO	平成17年	21.3(16.0)							
		HC	平成13年	0.99 (0.58)					NMHC	平成17年	0.31 (0.23)				
		NOx	平成13年	2.03 (1.40)								NOx	平成17年	0.9(0.7)	
	ディーゼル車	乗用車	10・15M (g/km)	CO		平成14年	0.98 (0.63)	10・15M+11M (g/km)							CO
				HC		平成14年	0.24 (0.12)		NMHC	平成17年	0.032 (0.024)				
				NOx		小型	平成14年					0.43 (0.28)	NOx	小型	平成17年
中型					平成14年	0.45 (0.30)	中型					平成17年		0.20 (0.15)	
PM				小型	平成14年	0.11 (0.052)	PM		小型	平成17年	0.017 (0.013)				
				中型	平成14年	0.11 (0.056)			中型	平成17年	0.019 (0.014)				
トラック・バス 軽量車 (GVW 1.7t)	10・15M (g/km)	CO	平成14年	0.98 (0.63)	10・15M+11M (g/km)	CO	平成17年	0.84 (0.63)							
		HC	平成14年	0.24 (0.12)		NMHC	平成17年	0.032 (0.024)							
		NOx	平成14年	0.43 (0.28)					NOx	平成17年	0.19 (0.14)				
	PM	平成14年	0.11 (0.052)	PM								平成17年	0.017 (0.013)		
	トラック・バス 中量車 (1.7t < GVW 2.5t)	10・15M (g/km)	CO	平成15年		0.98 (0.63)	10・15M+11M (g/km)	CO				平成17年	0.84 (0.63)		
			HC	平成15年		0.24 (0.12)		NMHC	平成17年	0.032 (0.024)					
NOx			平成15年	0.68 (0.49)	NOx	平成17年					0.33 (0.25)				
PM		平成15年	0.12 (0.06)	PM								平成17年	0.020 (0.015)		
トラック・バス 重量車 (2.5t < GVW 4)		D13M (g/kil/h)	CO	平成15,16年				3.46 (2.22)	JE05モード (g/kwh)	CO		平成17年	2.95 (2.22)	17年規制からは重量区分を変更。 (旧) 中量車1.7t < GVW 2.5t 重量車2.5t < GVW (新) 中量車1.7t < GVW 3.5t 重量車3.5t < GVW	
			HC	平成15,16年	1.47 (0.87)	NMHC		平成17年		0.23 (0.17)					
	NOx		平成15,16年	4.22 (3.38)	NOx		平成17年				2.7 (2.0)				
	PM	平成15,16年	0.35 (0.18)	PM								平成17年	0.036 (0.027)		

- CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
- 規制値1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値1.27、型式あたりの平均値0.67を示す。
- GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からは、新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からは新たな試験モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と新たな試験モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用される。
- ディーゼル車トラック・バスの重量車のうち、車両総重量2.5t < GVW 12tについては平成15年10月1日から、車両総重量12t < GVWについては平成16年10月1日から適用される。

種別		現行規制				次期規制				備考	
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
二輪車	第一種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	18年、19年からの二輪車の試験モードは、冷始動に変更。
				HC	平成10年	(2.00)		HC	平成18年	(0.50)	
				NOx	平成10年	(0.30)		NOx	平成18年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	(2.0)	
				HC	平成10年	(3.00)		HC	平成19年	(0.50)	
				NOx	平成10年	(0.10)		NOx	平成19年	(0.15)	
	第二種原動機付自転車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	(2.0)	
				HC	平成11年	(2.00)		HC	平成19年	(0.50)	
				NOx	平成11年	(0.30)		NOx	平成19年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	(8.00)		CO	平成19年	2.7 (2.0)	
				HC	平成11年	(3.00)		HC	平成19年	0.40 (0.30)	
				NOx	平成11年	(0.10)		NOx	平成19年	0.20 (0.15)	
	軽二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	
				HC	平成10年	(2.00)		HC	平成18年	(0.30)	
				NOx	平成10年	(0.30)		NOx	平成18年	(0.15)	
		2サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成10年	(8.00)		CO	平成19年	2.7 (2.0)	
				HC	平成10年	(3.00)		HC	平成19年	0.40 (0.30)	
				NOx	平成10年	(0.10)		NOx	平成19年	0.20 (0.15)	
	小型二輪自動車	4サイクル	二輪車 (g/km)	CO	平成11年	20.0 (13.0)	二輪車 (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)	
				HC	平成11年	2.93 (2.00)		HC	平成19年	0.40 (0.30)	
NOx				平成11年	0.51 (0.30)	NOx		平成19年	0.20 (0.15)		
2サイクル		二輪車 (g/km)	CO	平成11年	14.4 (8.00)	CO		平成19年	2.7 (2.0)		
			HC	平成11年	5.26 (3.00)	HC		平成19年	0.40 (0.30)		
			NOx	平成11年	0.14 (0.10)	NOx		平成19年	0.20 (0.15)		
ディーゼル特殊自動車 3	定格出力 19kW以上 37kW未満のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50 (5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成19年	6.5 (5.0)		
			HC	平成15年	1.95 (1.5)		HC	平成19年	1.33 (1.0)		
			NOx	平成15年	10.4 (8.0)		NOx	平成19年	7.98 (6.0)		
			PM	平成15年	1.04 (0.8)		PM	平成19年	0.53 (0.4)		
	定格出力 37kW以上 75kW未満のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50 (5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成20年	6.5 (5.0)		
			HC	平成15年	1.69 (1.3)		HC	平成20年	0.93 (0.7)		
			NOx	平成15年	9.10 (7.0)		NOx	平成20年	5.32 (4.0)		
			PM	平成15年	0.52 (0.4)		PM	平成20年	0.40 (0.3)		
	定格出力 130kW以上 190kW未満のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	6.50 (5.0)	8M (g/kWh)	CO	平成19年	6.5 (5.0)		
			HC	平成15年	1.30 (1.0)		HC	平成19年	0.53 (0.4)		
			NOx	平成15年	7.80 (6.0)		NOx	平成19年	4.79 (3.6)		
			PM	平成15年	0.39 (0.3)		PM	平成19年	0.27 (0.2)		
	定格出力 130kW以上 560kW未満のもの	8M (g/kWh)	CO	平成15年	4.55 (3.5)	8M (g/kWh)	CO	平成18年	4.55 (3.5)		
			HC	平成15年	1.30 (1.0)		HC	平成18年	0.53 (0.4)		
			NOx	平成15年	7.80 (6.0)		NOx	平成18年	4.79 (3.6)		
			PM	平成15年	0.26 (0.2)		PM	平成18年	0.23 (0.17)		
ガソリン・LPG 特殊自動車	定格出力 19kW以上 560kW未満のもの	-	CO	-	- (-)	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)		
			HC	-	- (-)		HC	平成19年	0.80 (0.6)		
			NOx	-	- (-)		NOx	平成19年	0.80 (0.6)		

- 1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質
2 規制値1.27(0.67)とは、1台あたりの上限値1.27、型式あたりの平均値0.67を示す。

7 オキシダントに係る発令基準及び措置内容

緊急時報の区分	発令基準	措置内容	
		ばい煙排出者	自動車使用者等
予報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.10ppm以上となり、かつ気象条件からみて注意報の発令基準程度に大気汚染が進行するおそれがあると予想されるとき。	1 発令区域内の主要ばい煙排出者(注1)に対し、予報発令時点における窒素酸化物排出総量の20%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるよう協力要請する。 2 発令区域外に位置する主要排出者に対しては、必要に応じ、1と同様の削減措置をとるよう協力要請する。 3 日没、降雨などの気象条件により主要排出者による汚染が進行するおそれがないと認められるときは、緊急時報の解除を待たずに協力要請について解除できるものとする。	-
注意報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.12ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	1 発令区域内の主要ばい煙排出者に対し、予報段階の措置と同様の措置をとるべきこと又は継続するべきことを勧告する。 2 発令区域外に位置する主要排出者に対しては、必要に応じ、1と同様の削減措置をとることを勧告する。	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行を自主的に制限するよう協力要請する。
警報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.24ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	発令区域内及びその周辺に位置するばい煙排出者(注2)に対し、予報発令時点(ただし、主要ばい煙排出者以外のばい煙排出者は警報発令時点)における窒素酸化物排出総量の30%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを勧告する。	注意報段階と同様の措置とする。
重大警報	区域内の1以上の測定局において、1時間値が0.40ppm以上となり、かつ気象条件からみて大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	大気汚染状態等がばい煙に起因する場合には、発令区域内及びその周辺に位置するばい煙排出者に対し、予報発令時点(ただし、主要ばい煙排出者以外のばい煙排出者は警報発令時点)における窒素酸化物排出総量の40%以上の削減措置又はこれに相当する措置をとるべきことを命令する。	大気汚染状態等が、自動車排出ガスに起因する場合には、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。

- (注) 1 主要ばい煙排出者とは8の工場・事業場です。
 2 ばい煙排出者とは排出ガス量の最大値の合計が1万Nm³/h以上の工場です。

8 主要ばい煙排出者(平成20年4月1日現在)

市 町	工場・事業場名
徳 島 市	大塚化学(株)徳島工場、東亜合成(株)徳島工場、新日本理化(株)徳島工場
鳴 門 市	鳴門塩業(株)製塩工場、(株)大塚製薬工場
小 松 島 市	日本製紙(株)小松島工場
阿 南 市	王子製紙(株)富岡工場、四国電力(株)阿南発電所、日本電工(株)徳島工場、四国電力(株)橘湾発電所、電源開発(株)橘湾火力発電所
藍 住 町	(株)ジェイテクト徳島工場

3 水質関係資料

1 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、昭和49年環境庁告示第63号改正、昭和50年環境庁告示第3号改正、昭和57年環境庁告示第41号改正、昭和57年環境庁告示第140号改正、昭和60年環境庁告示第29号改正、昭和61年環境庁告示第1号改正、平成3年環境庁告示第78号改正、平成5年環境庁告示第16号改正、平成5年環境庁告示第65号改正、平成7年環境庁告示第17号改正、平成10年環境庁告示第15号改正、平成11年環境庁告示第14号改正、平成12年環境庁告示第22号改正、平成15年環境庁告示第123号改正)

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.01mg/l以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

2 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、昭和49年環境庁告示第63号改正、昭和50年環境庁告示第3号改正、昭和57年環境庁告示第41号改正、昭和57年環境庁告示第140号改正、昭和60年環境庁告示第29号改正、昭和61年環境庁告示第1号改正、平成3年環境庁告示第78号改正、平成5年環境庁告示第16号改正、平成5年環境庁告示第65号改正、平成7年環境庁告示第17号改正、平成10年環境庁告示第15号改正、平成11年環境庁告示第14号改正、平成12年環境庁告示第22号改正、平成15年環境庁告示第123号改正)

(ア) 河川

a 河川(湖沼を除く)

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml以下	水域類型ごとに 指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	-	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/l以上	-	
備考 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる) 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる)							

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

” 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

” 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

” 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

” 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

” 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

” 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の育成場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上ある人工湖)

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下	水域類型ごと に指定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100 ml以下	
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/l以上	-	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	水域類型ごと に指定する水 域
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1種、水浴及び以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキササン 抽出物質 (注分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと。	水域類型ごと に指定する水 域
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	-	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	-	-	

備考
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	水域類型ごと に指定する水 域
	水産1種 水浴 及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	

備考
1基準値は、年間平均値とする。
2水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号、平成10年環境庁告示第23号改正、平成11年環境庁告示第16号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/l以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全 シ ア ン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	
六 価 ク ロ ム	0.05mg/l以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
砒 素	0.01mg/l以下	
総 水 銀	0.0005mg/l以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/l以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg/l以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1, 2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/l以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/l以下	
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/l以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/l以下	
セ レ ン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふ っ 素	0.8mg/l以下	
ほ う 素	1mg/l以下	

4 上乗せ排水基準設定状況

施行年月日	水 域 名	対 象 業 種
S47. 4. 1	吉野川及び新町川並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S47.11. 1	小松島港並びにこれに流入する公共用水域	全業種(新設、既設)
S48. 4. 1	那賀川水系派川那賀川及びこれに接続する公共用水域	パルプまたは紙製造業
S48.12. 1	那賀川(桑野川、岡川を含む)及び勝浦川並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S49.11. 1	橘湾及び椿白湾並びにこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
	瀬戸内海水域	全業種(新設、既設)
S50.11. 1	県南沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	旅館業、試験研究機関
S51. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	畜産農業、畜産サービス業
S51.11. 1	県北沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S53. 4. 1	紀伊水道海域及びこれに接続する公共用水域	全業種(新設、既設)
S59. 4. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	冷凍調理食品製造業、たばこ製造業、木材・木製品製造業、新聞業、出版業、印刷業、製版業、ゴム製品製造業、空き瓶卸売業、浄水施設、病院、中央卸売市場、地方卸売市場、自動車分解整備業、廃棄物処理施設
H元.10. 1	県のすべての沿岸海域及びこれに接続する公共用水域	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業、飲食店
H 5. 6. 1	瀬戸内海水域	みなし指定地域特定施設のみを設置する工場又は事業場

4 土壌・地盤関係資料

1 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号、平成5年環境庁告示第19号改正、平成6年環境庁告示第5号改正、平成6年環境庁告示第25号改正、平成7年環境庁告示第19号改正、平成10年環境庁告示第21号改正、平成13年環境省告示第16号改正)

項目	基準値	備考
カドミウム	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1lにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1lにつき0.05mg以下であること。	
砒素	検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1lにつき0.0005mg以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1lにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1lにつき0.002mg以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液1lにつき0.004mg以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液1lにつき0.02mg以下であること。	
シス-1,2ジクロロエチレン	検液1lにつき0.04mg以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1lにつき1mg以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1lにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1lにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液1lにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1lにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1lにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1lにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1lにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1lにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1lにつき1mg以下であること。	

5 有害化学物質関係資料

1 ダイオキシン類に係る環境基準(平成11年環境庁告示第68号、平成14年環境省告示第46号改正)

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(年平均値)
水質	1pg-TEQ/l以下(年平均値)
底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pgTEQ/g以下

(注)底質の環境基準については、平成14年9月1日から適用

6 騒音・振動・悪臭関係資料

1 騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(平成10年環境庁告示第64号、平成12年環境庁告示第20号改正)

地域の類型	基準値	
	昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

[備考] 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

(参考)

(平成11年徳島県告示第176号)

地域の類型	指定地域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住居集合地域(丈六団地、東急しらさぎ台、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等(以上徳島市)、市営矢倉団地、リューネの森等(以上鳴門市)、あすみが丘団地(阿南市)、北島グリーンタウン(北島町))
B	同上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。
C	同上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A類型には専ら住居の用に供される地域、B類型には主として住居の供される地域、C類型には相当数の住居と併せて商業・工業用に供される地域をあてはめています。

イ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号、平成5年環境庁告示第91号改正、平成12年環境庁告示第78号改正)

地域の類型	基準値(単位WECPNL)
	70以下
	75以下

- (注) 1 をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、
 をあてはめる地域は 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
 2 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

7 その他資料

1 公害防止協定等締結事業場一覧

(平成20年3月31日現在)

県及び市町村	協定の当事者		協定締結年月日	改廃等
	企業名	工場の所在地		
県 阿南市	四国電力(株)	阿南市橘町	S46.12.11	S50.10.27廃止
			S50.10.27	S53.5.30改定 S55.3.31改定 S57.11.30改定 H7.2.8改定
	四国電源開発(株)	"	H7.2.8	
	日本電工(株)	"	S46.3.27	S47.12.15廃止
			S47.12.15	S50.12.10廃止
			S50.12.10	
	王子製紙(株) 王子ネピア(株)	阿南市豊益町	S48.10.26	S53.5.30改定 S58.3.31改定 H3.12.27改定
			H5.9.20	H8.3.21改定 H15.5.20廃止
H15.5.21			H16.3.9改定	
県 徳島市 北島町	東邦テナックス(株)	板野郡北島町	S49.12.6	H1.5.20改定 H16.8.16廃止
			H16.8.17	
	東亜合成(株)	徳島市川内町	"	H3.10.1改定 H9.10.20改定
	日清紡績(株)	"	"	H14.9.1廃止
県 徳島市	大塚化学(株) 大塚食品(株)	"	S49.12.6	H2.4.10改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	大塚製薬(株)	"	S49.12.6	S60.1.31改定
	大鵬薬品工業(株)	"	"	S62.12.10改定
	四国トーセコ(株)	徳島市応神町	"	
	新日本理化(株)	徳島市川内町	"	
	四国化成工業(株) (吉成事業所)	徳島市応神町	"	H10.3.26改定
	徳島化製事業	徳島市不動本町	S53.9.30	H7.5.15廃止
H7.5.15				
睦技研(株)	徳島市東沖洲	H8.3.29		
県 北島町	四国化成工業(株) (北島事業所)	板野郡北島町	S49.12.6	
県 鳴門市	(株)大塚製薬工場 大塚化学(株) 大塚食品(株)	鳴門市撫養町	S51.3.16	S53.12.5廃止
			S53.12.5	S61.11.1改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	鳴門塩業(株) (製塩工場)	"	S52.3.3	S61.11.1改定
鳴門塩業(株) (化学工場)	"	"	"	
県 小松島市	日本製紙(株) 日本製紙ケミカル(株) パルテック(株)	小松島市豊浦町	S51.4.17	H2.2.1改定 H5.4.1廃止
			H5.4.1	H9.12.1改定 H16.3.9廃止
			H16.3.10	

県 藍住町	(株)ジェイテクト徳島工場	板野郡藍住町	S51. 7.20	H 1. 1.24改定
----------	---------------	--------	-----------	-------------

2 鳥獣捕獲数の推移

(単位:羽)

年 度	計	鳥							類									
		カ ワ ウ	ゴ イ サ ギ	キ ジ	ヤ マ ド リ	ウ ズ ラ	コ ジ ユ ケ イ	カ モ 類										
								小 計	オ ナ ガ ガ モ	コ ガ モ	ヨ シ ガ モ	マ ガ モ	カ ル ガ モ	ヒ ド リ ガ モ	ハ シ ビ ロ ガ モ	ホ シ ハ ジ ロ	キン クロ ハ ジ ロ	ス ズ ガ モ
60	46,115	-	202	2,356	2,751	349	3,854	7,956	94	2,453	241	2,872	1,535	683	24	10	21	15
61	36,076	-	162	1,938	1,601	207	2,470	7,259	54	2,000	126	3,125	1,353	526	41	2	5	10
62	37,677	-	117	2,190	1,336	182	2,217	6,439	61	1,781	152	2,539	1,332	533	14	1	4	10
63	29,302	-	85	2,129	1,073	238	1,908	7,180	76	1,873	89	3,108	1,398	611	29	9	6	1
元	27,819	-	114	2,818	1,499	329	2,016	5,678	32	1,280	87	2,372	1,388	473	25	9	2	5
2	22,091	-	225	1,988	880	86	1,611	6,074	41	1,758	113	2,187	1,391	546	21	2	3	3
3	29,174	-	54	2,182	803	90	1,796	8,074	60	2,037	168	3,116	1,649	963	51	10	8	7
4	27,586	-	51	2,275	1,094	89	1,780	7,316	155	1,743	220	3,089	1,250	776	36	6	5	31
5	20,032	-	35	1,834	582	70	1,297	7,231	83	1,791	160	2,840	1,405	880	46	6	9	0
6	25,616	-	32	1,687	858	64	1,086	6,059	21	1,613	98	2,436	1,246	616	15	7	0	7
7	15,614	-	60	1,315	376	61	665	6,026	33	1,362	151	2,398	1,329	715	14	3	6	10
8	26,507	-	25	1,858	1,137	49	852	6,374	25	1,631	39	2,531	1,365	753	19	10	0	0
9	16,444	-	16	1,444	390	37	604	5,445	23	1,157	102	2,317	1,102	662	43	21	2	12
10	21,829	-	27	1,228	445	47	566	5,235	14	1,259	98	1,810	1,060	912	36	29	2	14
11	13,017	-	3	1,024	411	40	302	3,417	8	555	18	1,790	674	361	8	3	0	0
12	12,650	-	5	790	282	4	245	3,240	12	415	22	2,037	420	300	19	12	0	3
13	8,773	-	2	670	191	4	169	2,852	5	439	10	1,456	638	301	0	3	0	0
14	13,511	-	0	628	454	15	176	2,519	0	252	6	1,602	481	165	13	0	0	0
15	7,802	-	1	592	195	9	120	2,828	4	419	10	1,704	525	153	2	11	0	0
16	9,354	-	5	538	681	6	158	2,117	13	407	18	1,215	338	126	0	0	0	0
17	4,793	-	0	454	148	13	64	2,014	8	229	29	1,190	354	202	0	0	0	2
18	6,149	-	0	339	298	7	69	1,913	17	249	10	1,104	407	102	17	7	0	0
19	5,049	43	0	302	156	0	71	1,549	6	139	15	971	275	122	21	0	0	0

資料編

(単位:羽)

年 度	鳥 類																	
	カモ類			ウミアイサ	バ	タシギ	ヤマシギ	キジバト	カラス類				スズメ類			ムクドリ	ヒヨドリ	コウライキジ
	カビロウドキンク	クマガモ	コオリガモ						小計	ハシブトガラス	ハシボソガラス	ミヤマガラス	小計	スズメ	ニューナイスズメ			
60	0	8	0	1	230	991	395	9,634	1,211	803	317	91	16,185	16,150	35	-	-	0
61	0	17	0	0	218	342	225	6,871	743	442	204	97	14,037	14,010	27	-	-	0
62	5	7	0	2	297	415	206	7,442	832	501	245	86	16,002	15,984	18	-	-	0
63	0	8	2	4	211	210	151	6,324	655	419	141	95	9,064	9,044	20	-	-	0
元	0	5	0	8	189	93	210	6,164	1,013	579	314	120	8,288	8,251	37	-	-	0
2	3	4	2	1	199	518	150	5,141	655	342	189	164	4,523	4,501	22	-	-	0
3	0	5	0	15	211	786	194	5,268	1,000	655	270	75	8,701	8,664	37	-	-	0
4	0	2	3	1	220	572	208	4,993	1,012	691	327	84	7,888	7,808	80	-	-	0
5	0	10	0	0	240	418	164	3,836	840	622	145	73	3,486	3,442	44	-	-	0
6	-	0	-	-	242	244	112	3,573	672	369	195	108	4,680	4,620	40	213	6,094	0
7	-	5	-	-	211	260	86	2,751	603	364	154	85	1,059	1,043	16	117	1,975	49
8	-	1	-	-	286	341	110	3,883	865	514	289	62	3,560	3,520	40	276	6,880	11
9	-	4	-	-	293	354	90	3,098	727	457	221	49	1,889	1,873	16	188	1,867	2
10	-	1	-	-	209	241	97	2,811	590	356	194	40	4,014	3,957	57	96	6,220	3
11	-	0	-	-	180	150	18	2,243	545	427	78	40	2,840	2,828	12	32	1,812	0
12	-	0	-	-	64	143	34	1,948	476	447	29	0	2,193	2,193	0	73	3,144	0
13	-	0	-	-	62	123	25	1,382	361	265	96	0	365	365	0	46	2,521	0
14	-	0	-	-	62	48	49	1,021	404	208	196	0	1,720	1,720	0	80	6,335	0
15	-	0	-	-	62	93	49	1,129	289	129	155	5	309	309	0	47	2,079	0
16	-	0	-	-	95	19	0	1,037	332	176	151	5	551	551	0	25	3,790	0
17	-	0	-	-	52	8	15	812	214	139	75	0	190	190	0	18	791	0
18	-	0	-	-	27	35	6	834	265	130	135	0	237	237	0	26	2093	0
19	-	0	-	-	30	8	5	632	185	108	47	30	163	163	0	19	1,886	0

(単位：頭)

年 度	計	獣										類									
		ク マ	イ ノ シ シ	オ ス ジ カ	メ ス ジ カ	キ ツ ネ	タ ヌ キ	ア ナ グ マ	テ ン	ム サ サ ビ	リ ス	オ ス イ タ チ	ノ ウ サ ギ	ノ ネ コ	ノ イ ヌ	ヌ ト リ ア	ミ ン ク	ア ラ イ グ マ	シ マ リ ス	タ イ ワ ン リ ス	ハ ク ビ シ ン
60	4,629	0	833	244	-	1	111	9	40	43	37	32	3,139	11	129	0	-	-	-	-	-
61	5,747	0	768	288	-	2	144	15	52	18	19	194	4,099	22	126	0	-	-	-	-	-
62	4,621	0	1,015	268	-	3	85	12	12	26	19	25	3,009	24	123	0	-	-	-	-	-
63	3,936	0	916	262	-	2	230	7	35	19	13	18	2,325	21	88	0	-	-	-	-	-
元	5,064	0	1,460	427	-	2	321	18	59	12	13	285	2,305	48	114	0	-	-	-	-	-
2	4,311	0	1,095	549	-	2	127	35	25	13	8	19	2,354	3	81	0	-	-	-	-	-
3	4,633	0	1,410	531	-	0	300	10	40	7	14	37	2,155	26	103	0	-	-	-	-	-
4	5,049	0	1,146	488	-	-	376	12	70	12	2	151	2,716	5	71	0	-	-	-	-	-
5	4,233	0	1,223	615	-	-	224	19	36	13	3	38	1,977	7	78	0	-	-	-	-	-
6	4,081	-	1,224	813	-	-	209	28	35	-	-	111	1,548	6	70	2	0	1	0	0	34
7	3,903	-	1,391	761	-	-	183	16	20	-	-	92	1,325	1	73	0	0	0	0	0	11
8	4,356	-	1,902	688	-	-	284	31	51	-	-	88	1,147	10	106	0	0	0	2	0	47
9	3,536	-	1,469	641	-	-	215	10	30	-	-	70	984	8	54	0	0	0	1	0	54
10	4,381	-	2,288	836	-	-	292	30	26	-	-	100	709	2	43	1	0	0	0	0	54
11	3,901	-	2,303	944	-	-	109	0	18	-	-	18	467	1	22	0	0	0	0	0	11
12	3,338	-	1,931	835	-	-	187	2	7	-	-	30	334	2	17	0	0	0	0	0	20
13	4,588	-	2,987	954	213	-	85	6	2	-	-	2	334	0	1	0	0	0	0	0	4
14	5,030	-	3,286	942	266	-	153	6	7	-	-	1	323	0	35	0	0	0	0	0	11
15	4,766	-	3,227	909	274	-	116	0	1	-	-	1	223	0	5	0	0	0	0	0	10
16	5,731	-	4,118	884	343	-	124	8	3	-	-	3	226	0	10	0	0	0	0	0	12
17	4,987	-	3,541	879	322	-	36	2	1	-	-	1	199	0	5	0	0	0	0	0	1
18	4,665	-	3,184	970	267	-	39	5	0	-	-	0	165	0	3	0	0	0	0	0	12
19	5,008	-	3,154	1,001	623	-	93	0	1	-	-	4	104	0	16	0	0	0	0	0	12